

競馬法の一部を改正する法律案の概要

現状と課題

- 地方競馬主催者は、これまでに①馬券の発売・払戻システムの統一化、②重複開催の減少、③中央競馬との馬券の相互発売などを内容とする地方競馬の活性化に取り組んだ結果、平成26年度には全主催者の単年度収支が黒字化するなど、経営が改善。

しかしながら、平成28年度に構成元の地方公共団体に対し、収益金を配分することができているのは、14主催者中5主催者にとどまっており、地方競馬主催者の経営改善は道半ばの状況。

このため、地方競馬活性化のための取組を引き続き進めることが必要。

- 競走馬生産においては、馬主の減少等による競走馬需要の低迷、生産農家戸数の減少等、引き続き厳しい状況にあることから、地方競馬の活性化に必要な質の高い競走馬の供給を確保するためには、引き続きその振興を図ることが必要。

法案の概要

地方競馬全国協会（以下「地全協」という。）が行う地方競馬の活性化のための業務等に必要な資金を確保するための措置について、以下の改正を行う。

- 1 地全協が、地方競馬の活性化のための業務に必要な資金を畜産振興のための資金から繰り入れる措置（下図赤線部分）について、平成29年度までの期限を5年間延長し、平成34年度までとする。
（附則第8条第1項）
- 2 日本中央競馬会が、地全協に対し、地全協が行う地方競馬の活性化のための業務等に必要な資金を交付する措置（下図青線部分）について、平成29事業年度まで（平成29年12月末まで）の期限を5年間延長し、平成34事業年度までとする。
（附則第8条第2項）

